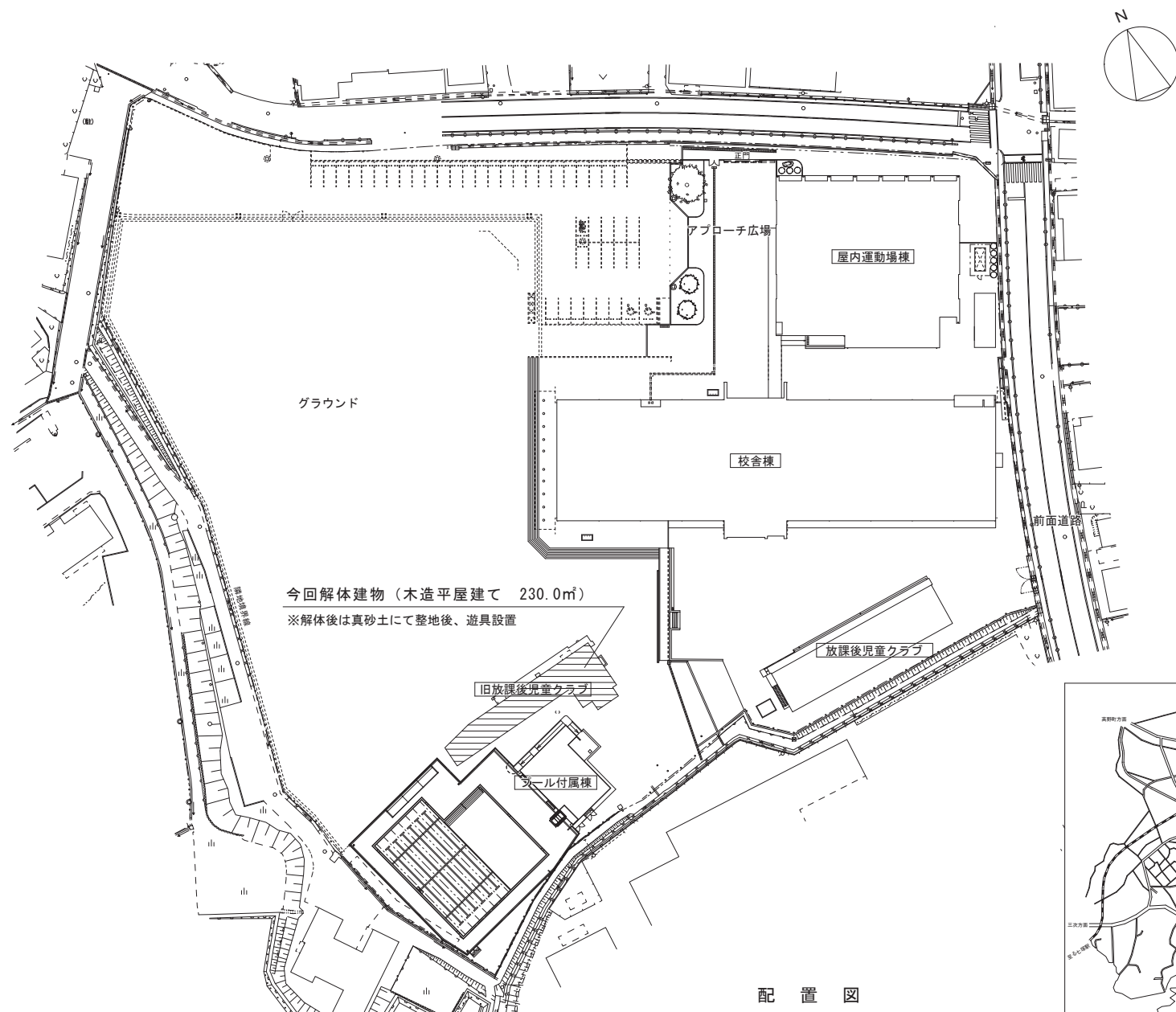
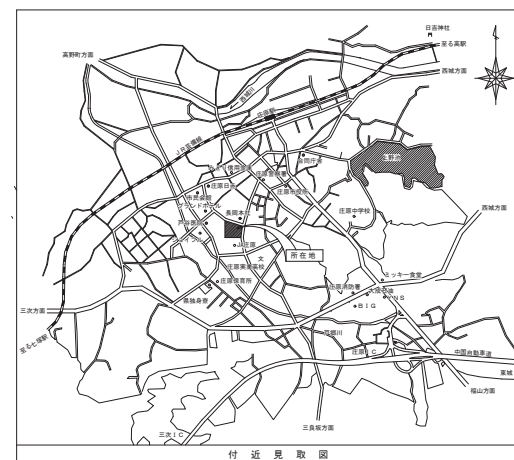


特記仕様書		① 仮囲い		※ 設ける（位置、延長等は現地打合せによる） ○ 万能鋼板（H= 3,000 ） ・ 波形鉄板（H= ） ・ 縦管シート（H= ） ・ 防音シート（H= ） ・ 防音パネル（H= ） ・ パネルゲート（W= ） × 箇所 ・ シートゲート（W= H= ） × 箇所 ・ 設けない		④ ① 再資源化等		[4.4.1] 建設廃棄物の種類 中間処理施設又は再資源化施設の名称等 所在地（k m） ・コンクリート ・コンクリート及び数から成る建設資材 ・アスファルト、コンクリート ・金属類 ・小型二次電池		⑥ ① 共通事項		施工一般 [6.1.2] 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。 施工調査 [6.1.3] ※ 行う（調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。 調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。） 調査箇所 ※ 図示（ ） 調査事項 ※ 石綿含有建材等の使用部位 ※ 石綿含有建材等の種類、厚さ ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 廃棄物などの搬出方法 石綿含有分析 ※ 行う（分析結果は監督職員に提出する。） 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中の石綿含有測定法」による。 材 料 名 定性分析 定量分析 ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） 石綿粉じん濃度測定 [6.1.4] ※ 行う（測定する時期・場所等は下表による） 「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部- 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。 適用 測定時期 測定場所 測定点 室 名 等 （各施工箇所ごと） ・測定1 処理作業前 処理作業室内 ※2点 ・点 （注1） ※2点 ・点 ・測定2 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定3 処理作業中 処理作業室内 ※2点 ・点 （注1） ※2点 ・点 ※2点 ・点 ※2点 ・点 ・測定4 処理作業後 セキュリティ ※1点 ・点 ゾーン入口 ※1点 ・点 （空気の流れを ※1点 ・点 確認） ※2点 ・点 負圧・粉じん装置の排出吹出口 ※1点 ・点 （除じん装置の ※1点 ・点 性能確認） ※1点 ・点 ・測定5 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定6 処理作業前 処理作業室内 ※2点 ・点 シート ※2点 ・点 撤去後 ※2点 ・点 ・測定7 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定8 処理作業後 処理作業室内 ※2点 ・点 シート ※2点 ・点 撤去後 ※2点 ・点 測定点総計 注1：周囲状況により上記によりがたい場合は、監督職員と協議する。 ・ 行わない。 ② 除去工事 共通事項 専門工事業者 [6.2.1] 石綿含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。 石綿作業主任者 [6.2.2] 石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。 除去作業者 [6.2.3] 作業者は、石綿則に基づく教育を受けたものとする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常のないものとする。 特別管理産業廃棄物管理責任者 [6.2.4] 廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。ただし、石綿含有成形板の除去工事を除く。 周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。 [6.2.6] ※ 「建築物等の解体等に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、騒音防止措置等）」 保護員、保護衣 [6.2.7] 作業内容に応じた、呼吸用保護員、保護めがねを使用すること。 除去した石綿含有物の保管、運搬、処分等 [6.3.3] ※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 ※ 保管場所での飛散防止を施す。また、石綿成形板を運搬する場合、は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 ※ 石綿等の保管場所である旨の表示を行う。	
1 工 事 概 要 1 工 事 名 庄原小学校子育て支援施設解体撤去工事 2 工 事 場 所 庄原市西本町二丁目 地内 3 用途地域等 都市計画区域（・（内）・外）用途地域（第一種住居地域） 防火地域等（・ 防火 ・ 準防火 ・ 指定なし ・（2.2条） その他の地域・地区 4 主 要 用 途 児童福祉施設 5 敷 地 面 積 22,140.61 m ² 6 工事の概要 ・ 解体工事に先立ち、石綿含有建材の調査を行い報告すること。 ・ 西側道路から境内に進入する施工計画とすること。 ・ 解体整地後の道具設置位置は、監督員と協議すること。 ・ 解体建物周辺に隣接施設の給水等配管埋設があるため、事前調査を徹底すること。		2 仮囲い 仮 設 ② 騒音、防塵等の対策 ③ 交通誘導員 工 4. 監督職員事務所 事 ⑤ 工事表示板 ⑥ 工事用水 ⑦ 工事用電力 ⑧ 工事用通路 ⑨ 足場等 10. その他 3 解体工法 ② 施工計画書等 3. 杭 4. 樹木等 ⑤ 地下埋設物の埋設配管 ⑥ 解体後の整地		※ 設ける（位置、延長等は現地打合せによる） ○ 万能鋼板（H= 3,000 ） ・ 波形鉄板（H= ） ・ 縦管シート（H= ） ・ 防音シート（H= ） ・ 防音パネル（H= ） ・ パネルゲート（W= ） × 箇所 ・ シートゲート（W= H= ） × 箇所 ・ 設けない ※ 設ける（適用範囲、高さ等は現地打合せによる） ・ 防音パネル ○ 防音シート ・ 設けない ※ 配置する（日 × 人 = 人日） ・ 配置しない ・ 設ける ・ 既存建物内の一部を使用する。 ・ 構内に新設する（規模 m ² 程度） ・ 備え付けの物品（ ） ※ 設けない ・ 工事表示板 枚 ・ 事業コスト表示板 枚 ※ 建設リサイクル法による標識を設置する。 構内既存の施設 ※ 利用できる（・ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない 構内既存の施設 ※ 利用できる（・ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない ・ 指定しない ※ 指定する（図示） 内部足場 ※ 設置する 外部足場 ※ 設置する 防護シート ※ 設ける（※ 防音シート ・ その他） ・ 設けない 材料の運搬 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日）に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業員について手すり、中核及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 ・ 酸液・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施設できる小屋等に保管すること。 ・ 作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ・ 建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ・ 工事に関係部分の出入の表示を行うこと。 ※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手振は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第2条）」による。 工 程 表 ・ 施 工 計 画 書 ・ 仮 設 計 画 書 等 は、工 事 契 約 後 速 々 か に 監 督 職 員 に 提出し、承諾を得ること。 杭の解体 ・ 行う ・ 行わない 杭の解体工法 ・ 引き抜き工法（・ 振動 ・ ケーシング ・ ） ・ 粉砕による解体 樹木の伐採根及び移植 ・ 行う（・ 図による） 地下埋設物及び埋設配管の解体 ※ 行う（・ 図による） 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 ・ A 種 ※ B 種 ・ C 種 ・ D 種 C種の場合 建造物発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 ・ 構造物除去等により自現場で発生するコンクリート塊を使用する 埋戻し範囲 ・ 図示による 整地の高さ ○ 現状 G.L ・ 図示（・ 図による）		④ ① 再資源化等 建設廃棄物の種類 中間処理施設又は再資源化施設の名称等 所在地（k m） ・コンクリート ・コンクリート及び数から成る建設資材 ・アスファルト、コンクリート ・金属類 ・小型二次電池 建設廃棄物の種類 再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地（k m） ・蛍光ランプ H10ランプ ・硬質塩化ビニル 管・継手 ・ する ・ しない ・ しない 現場利用する再資源化された建設廃棄物 種 類 利用する場所（箇所）等 ※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン（0～40）として利用する場合は、標準仕様書 表22.3.3の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下にすること。 2. 産業廃棄物広域認定制度の活用 3. 最終処分 ・（安定型） 種 類 受入施設名称等 所在地（Km） 備考 ・（管理型）（通断型） 種 類 受入施設名称等 所在地（Km） 備考 1～3の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記に於かない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること 4. 処分に注意を要する建設廃棄物 種 類 処理施設名称等 所在地（Km） 備考 ・OCM処理木材 ・ヒ素又はカドミウム含有石膏ボード 5. 施工調査 材 料 名 仕様等（型式、厚さ、数量） 調査の範囲 ※ 図示 ・ 工事対象範囲 6. 特別管理産業廃棄物等の処理及び回収計画 ※ 種類別に具体的な処理、回収計画を定め施工計画書に記載する。 特別管理産業廃棄物の種類 処分場の名称 所在地等（k m） ・ 廃石綿 POB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器 ・ 有（数量： ） [5.4.1] ・ 無 POB含有シーリング材 ・ 有（施工範囲は図示） [5.4.1] ・ 無 POBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。		⑥ ① 共通事項 施工一般 [6.1.2] 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。 施工調査 [6.1.3] ※ 行う（調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。 調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。） 調査箇所 ※ 図示（ ） 調査事項 ※ 石綿含有建材等の使用部位 ※ 石綿含有建材等の種類、厚さ ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 廃棄物などの搬出方法 石綿含有分析 ※ 行う（分析結果は監督職員に提出する。） 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中の石綿含有測定法」による。 材 料 名 定性分析 定量分析 ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） 石綿粉じん濃度測定 [6.1.4] ※ 行う（測定する時期・場所等は下表による） 「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部- 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。 適用 測定時期 測定場所 測定点 室 名 等 （各施工箇所ごと） ・測定1 処理作業前 処理作業室内 ※2点 ・点 （注1） ※2点 ・点 ・測定2 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定3 処理作業中 処理作業室内 ※2点 ・点 （注1） ※2点 ・点 ※2点 ・点 ※2点 ・点 ・測定4 処理作業後 セキュリティ ※1点 ・点 ゾーン入口 ※1点 ・点 （空気の流れを ※1点 ・点 確認） ※2点 ・点 負圧・粉じん装置の排出吹出口 ※1点 ・点 （除じん装置の ※1点 ・点 性能確認） ※1点 ・点 ・測定5 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定6 処理作業前 処理作業室内 ※2点 ・点 シート ※2点 ・点 撤去後 ※2点 ・点 ・測定7 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定8 処理作業後 処理作業室内 ※2点 ・点 シート ※2点 ・点 撤去後 ※2点 ・点 測定点総計 注1：周囲状況により上記によりがたい場合は、監督職員と協議する。 ・ 行わない。 ② 除去工事 共通事項 専門工事業者 [6.2.1] 石綿含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。 石綿作業主任者 [6.2.2] 石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。 除去作業者 [6.2.3] 作業者は、石綿則に基づく教育を受けたものとする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常のないものとする。 特別管理産業廃棄物管理責任者 [6.2.4] 廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。ただし、石綿含有成形板の除去工事を除く。 周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。 [6.2.6] ※ 「建築物等の解体等に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、騒音防止措置等）」 保護員、保護衣 [6.2.7] 作業内容に応じた、呼吸用保護員、保護めがねを使用すること。 除去した石綿含有物の保管、運搬、処分等 [6.3.3] ※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 ※ 保管場所での飛散防止を施す。また、石綿成形板を運搬する場合、は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 ※ 石綿等の保管場所である旨の表示を行う。					
1 工 事 概 要 1 工 事 名 庄原小学校子育て支援施設解体撤去工事 2 工 事 場 所 庄原市西本町二丁目 地内 3 用途地域等 都市計画区域（・（内）・外）用途地域（第一種住居地域） 防火地域等（・ 防火 ・ 準防火 ・ 指定なし ・（2.2条） その他の地域・地区 4 主 要 用 途 児童福祉施設 5 敷 地 面 積 22,140.61 m ² 6 工事の概要 ・ 解体工事に先立ち、石綿含有建材の調査を行い報告すること。 ・ 西側道路から境内に進入する施工計画とすること。 ・ 解体整地後の道具設置位置は、監督員と協議すること。 ・ 解体建物周辺に隣接施設の給水等配管埋設があるため、事前調査を徹底すること。		2 仮囲い 仮 設 ② 騒音、防塵等の対策 ③ 交通誘導員 工 4. 監督職員事務所 事 ⑤ 工事表示板 ⑥ 工事用水 ⑦ 工事用電力 ⑧ 工事用通路 ⑨ 足場等 10. その他 3 解体工法 ② 施工計画書等 3. 杭 4. 樹木等 ⑤ 地下埋設物の埋設配管 ⑥ 解体後の整地		※ 設ける（位置、延長等は現地打合せによる） ○ 万能鋼板（H= 3,000 ） ・ 波形鉄板（H= ） ・ 縦管シート（H= ） ・ 防音シート（H= ） ・ 防音パネル（H= ） ・ パネルゲート（W= ） × 箇所 ・ シートゲート（W= H= ） × 箇所 ・ 設けない ※ 設ける（適用範囲、高さ等は現地打合せによる） ・ 防音パネル ○ 防音シート ・ 設けない ※ 配置する（日 × 人 = 人日） ・ 配置しない ・ 設ける ・ 既存建物内の一部を使用する。 ・ 構内に新設する（規模 m ² 程度） ・ 備え付けの物品（ ） ※ 設けない ・ 工事表示板 枚 ・ 事業コスト表示板 枚 ※ 建設リサイクル法による標識を設置する。 構内既存の施設 ※ 利用できる（・ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない 構内既存の施設 ※ 利用できる（・ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない ・ 指定しない ※ 指定する（図示） 内部足場 ※ 設置する 外部足場 ※ 設置する 防護シート ※ 設ける（※ 防音シート ・ その他） ・ 設けない 材料の運搬 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日）に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業員について手すり、中核及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 ・ 酸液・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施設できる小屋等に保管すること。 ・ 作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ・ 建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ・ 工事に関係部分の出入の表示を行うこと。 ※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手振は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第2条）」による。 工 程 表 ・ 施 工 計 画 書 ・ 仮 設 計 画 書 等 は、工 事 契 約 後 速 々 か に 監 督 職 員 に 提出し、承諾を得ること。 杭の解体 ・ 行う ・ 行わない 杭の解体工法 ・ 引き抜き工法（・ 振動 ・ ケーシング ・ ） ・ 粉砕による解体 樹木の伐採根及び移植 ・ 行う（・ 図による） 地下埋設物及び埋設配管の解体 ※ 行う（・ 図による） 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 ・ A 種 ※ B 種 ・ C 種 ・ D 種 C種の場合 建造物発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 ・ 構造物除去等により自現場で発生するコンクリート塊を使用する 埋戻し範囲 ・ 図示による 整地の高さ ○ 現状 G.L ・ 図示（・ 図による）		④ ① 再資源化等 建設廃棄物の種類 中間処理施設又は再資源化施設の名称等 所在地（k m） ・コンクリート ・コンクリート及び数から成る建設資材 ・アスファルト、コンクリート ・金属類 ・小型二次電池 建設廃棄物の種類 再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地（k m） ・蛍光ランプ H10ランプ ・硬質塩化ビニル 管・継手 ・ する ・ しない ・ しない 現場利用する再資源化された建設廃棄物 種 類 利用する場所（箇所）等 ※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン（0～40）として利用する場合は、標準仕様書 表22.3.3の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下にすること。 2. 産業廃棄物広域認定制度の活用 3. 最終処分 ・（安定型） 種 類 受入施設名称等 所在地（Km） 備考 ・（管理型）（通断型） 種 類 受入施設名称等 所在地（Km） 備考 1～3の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記に於かない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること 4. 処分に注意を要する建設廃棄物 種 類 処理施設名称等 所在地（Km） 備考 ・OCM処理木材 ・ヒ素又はカドミウム含有石膏ボード 5. 施工調査 材 料 名 仕様等（型式、厚さ、数量） 調査の範囲 ※ 図示 ・ 工事対象範囲 6. 特別管理産業廃棄物等の処理及び回収計画 ※ 種類別に具体的な処理、回収計画を定め施工計画書に記載する。 特別管理産業廃棄物の種類 処分場の名称 所在地等（k m） ・ 廃石綿 POB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器 ・ 有（数量： ） [5.4.1] ・ 無 POB含有シーリング材 ・ 有（施工範囲は図示） [5.4.1] ・ 無 POBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。		⑥ ① 共通事項 施工一般 [6.1.2] 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。 施工調査 [6.1.3] ※ 行う（調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。 調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。） 調査箇所 ※ 図示（ ） 調査事項 ※ 石綿含有建材等の使用部位 ※ 石綿含有建材等の種類、厚さ ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 廃棄物などの搬出方法 石綿含有分析 ※ 行う（分析結果は監督職員に提出する。） 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中の石綿含有測定法」による。 材 料 名 定性分析 定量分析 ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） ・（試料数： ） 石綿粉じん濃度測定 [6.1.4] ※ 行う（測定する時期・場所等は下表による） 「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部- 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。 適用 測定時期 測定場所 測定点 室 名 等 （各施工箇所ごと） ・測定1 処理作業前 処理作業室内 ※2点 ・点 （注1） ※2点 ・点 ・測定2 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定3 処理作業中 処理作業室内 ※2点 ・点 （注1） ※2点 ・点 ※2点 ・点 ※2点 ・点 ・測定4 処理作業後 セキュリティ ※1点 ・点 ゾーン入口 ※1点 ・点 （空気の流れを ※1点 ・点 確認） ※2点 ・点 負圧・粉じん装置の排出吹出口 ※1点 ・点 （除じん装置の ※1点 ・点 性能確認） ※1点 ・点 ・測定5 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定6 処理作業前 処理作業室内 ※2点 ・点 シート ※2点 ・点 撤去後 ※2点 ・点 ・測定7 施工区画周辺 ※2点 ・点 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・測定8 処理作業後 処理作業室内 ※2点 ・点 シート ※2点 ・点 撤去後 ※2点 ・点 測定点総計 注1：周囲状況により上記によりがたい場合は、監督職員と協議する。 ・ 行わない。 ② 除去工事 共通事項 専門工事業者 [6.2.1] 石綿含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。 石綿作業主任者 [6.2.2] 石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。 除去作業者 [6.2.3] 作業者は、石綿則に基づく教育を受けたものとする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常のないものとする。 特別管理産業廃棄物管理責任者 [6.2.4] 廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。ただし、石綿含有成形板の除去工事を除く。 周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。 [6.2.6] ※ 「建築物等の解体等に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、騒音防止措置等）」 保護員、保護衣 [6.2.7] 作業内容に応じた、呼吸用保護員、保護めがねを使用すること。 除去した石綿含有物の保管、運搬、処分等 [6.3.3] ※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 ※ 保管場所での飛散防止を施す。また、石綿成形板を運搬する場合、は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 ※ 石綿等の保管場所である旨の表示を行う。					



配置図



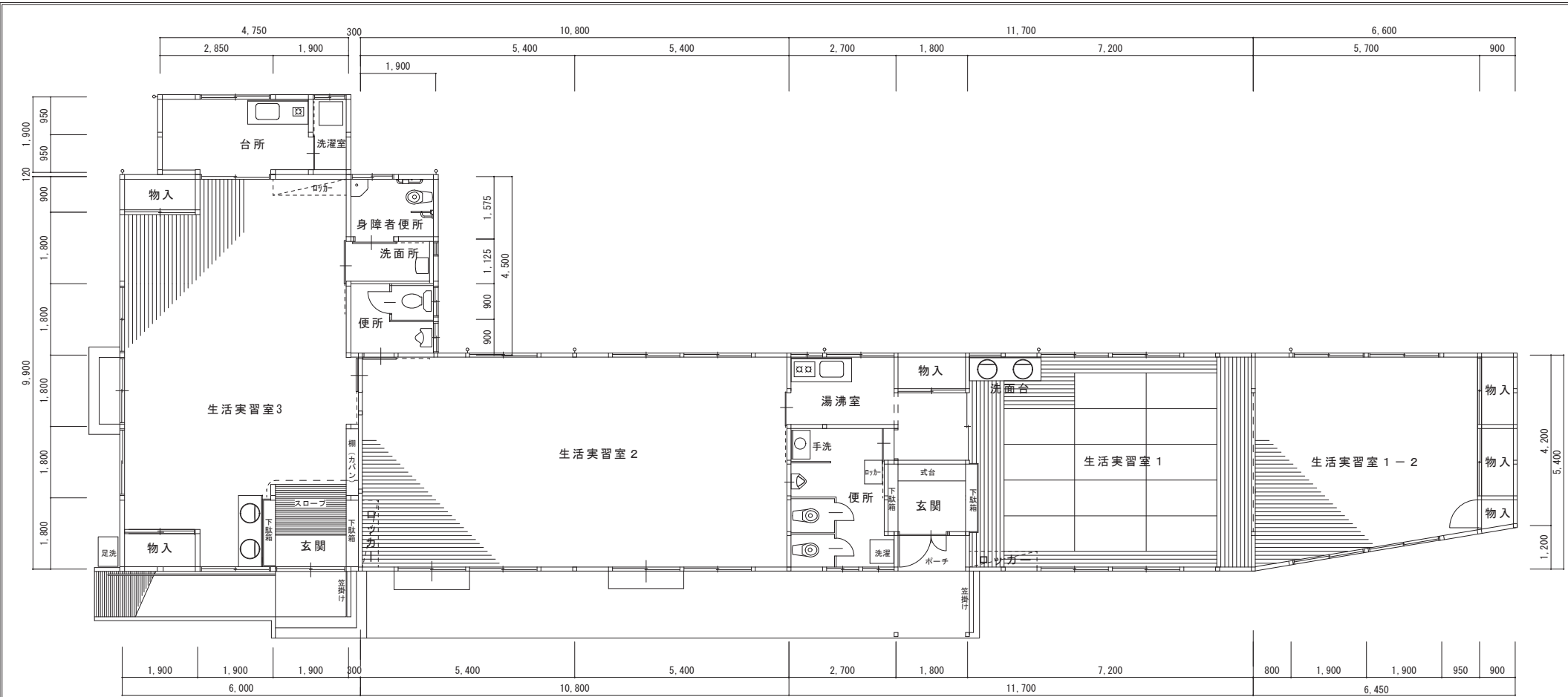
美しく輝く 里山共生都市
庄原市

令和 5
年度施行

事業名：子育て支援施設整備事業
工事名：庄原小学校子育て支援施設解体撤去工事

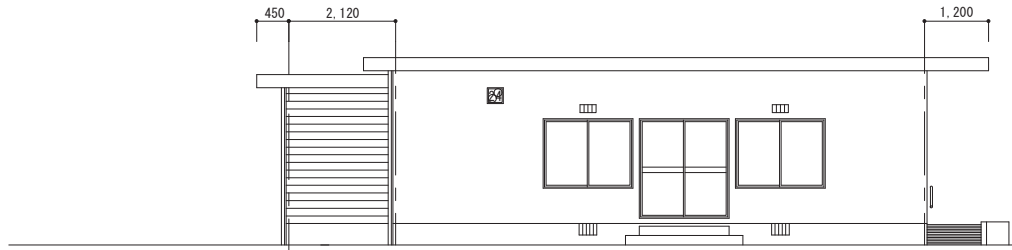
図面名称 付近見取図・配置図
縮尺

NO. 2

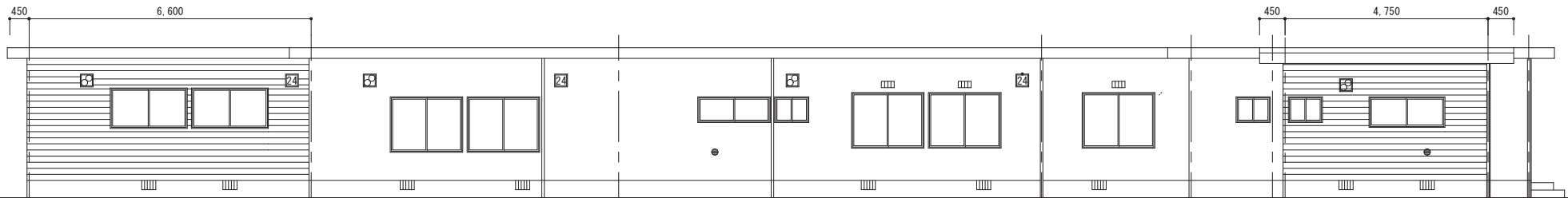


内部仕上表	階	室名	床	巾木	壁	天井	FL+H	廻り縁
	1	生活実習室1-2	複合70-リング' ㊦12.0	木製既製品	ビニクロス（基材同等） 石膏ボード㊦12.5（不燃）	化粧石膏ボード㊦9.5（準不燃）	2.400	塩ビ既製見切縁
		台所	複合70-リング' ㊦12.0	木製既製品	化粧珪藻板㊦6.0（不燃） 構造用合板㊦9.0下地 2面珪藻板㊦10.0下地	化粧石膏ボード㊦9.5（準不燃）	2.300	塩ビ既製見切縁
		洗濯室	防滑性床シート㊦2.5 構造用合板㊦12.0	木製既製品	化粧珪藻板㊦6.0（不燃） 構造用合板㊦9.0下地	化粧石膏ボード㊦9.5（準不燃）	2.300	塩ビ既製見切縁
		手洗・便所	塩ビ床シート㊦2.3 構造用合板㊦12.0	木製既製品	化粧珪藻板㊦6.0（不燃） 構造用合板㊦9.0下地	化粧石膏ボード㊦9.5（準不燃）	2.350	塩ビ既製見切縁
		物入	ラワン合板㊦5.5	雑巾摺21×15	ラワン合板㊦4.0	ラワン合板㊦4.0	2.400	木製
		生活実習室1	畳 複合70-リング' ㊦12.0	木製既製品	ビニクロス（基材同等） 難燃合板9.0下地	化粧石膏ボード㊦9.5（準不燃）	2.400	塩ビ既製見切縁
		生活実習室2	複合70-リング' ㊦12.0	木製既製品	ビニクロス（基材同等） 難燃合板9.0下地	化粧石膏ボード㊦9.5（準不燃）	2.400	塩ビ既製見切縁
		生活実習室3	複合70-リング' ㊦12.0	木製既製品	ビニクロス（基材同等） 難燃合板5.5下地	化粧石膏ボード㊦9.5（準不燃）	2.400	塩ビ既製見切縁

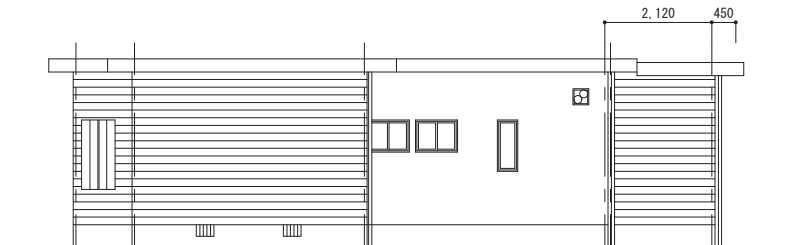
平面図 S = 1:100



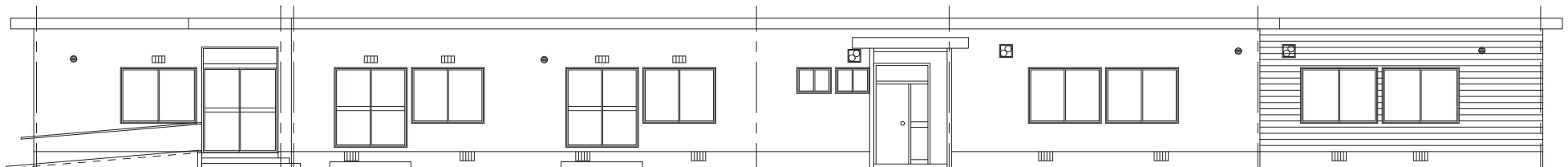
東立面図 S = 1:100



南立面図 S = 1:100



西立面図 S = 1:100



北立面図 S = 1:100

外部仕上表	屋根	ルーフ材88φ0.5 ベフ付きφ4.0 化粧幕板
	外壁	防火サイディングφ12.0 透湿防水シート
	根廻り	コンクリート下地 モルタル塗り刷毛引き
	開口部	住宅用半外付（ブロンズ色）アルミサッシ
	軒 裏	ルーフデッキ表し
	軒 樋	折版樋
	縦 樋	塩ビ 60φ
	断熱材	壁：グラスウールφ75 天井：グラスウールφ100



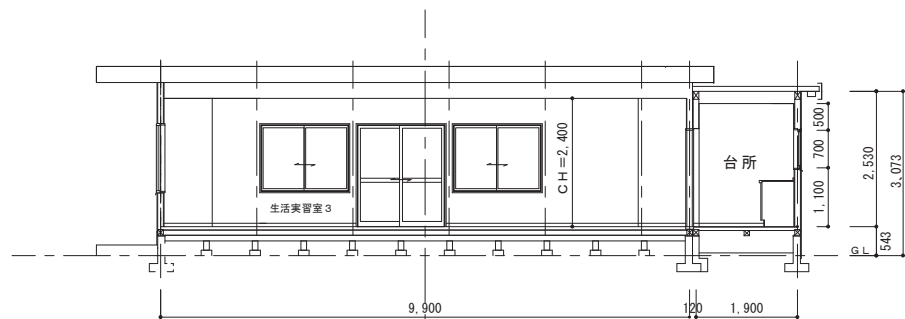
美しく輝く 里山共生都市
庄原市

令和 5
年度施行

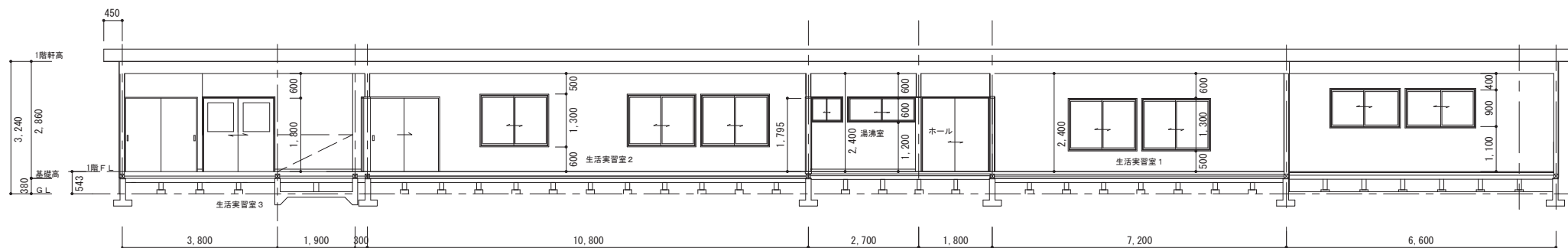
事業名：子育て支援施設整備事業
工事名：庄原小学校子育て支援施設解体撤去工事

図面名称 立面図
縮尺

NO. 4



断面図 S=1:100



断面図 S=1:100



美しく輝く 里山共生都市
庄原市

令和 5
年度施行

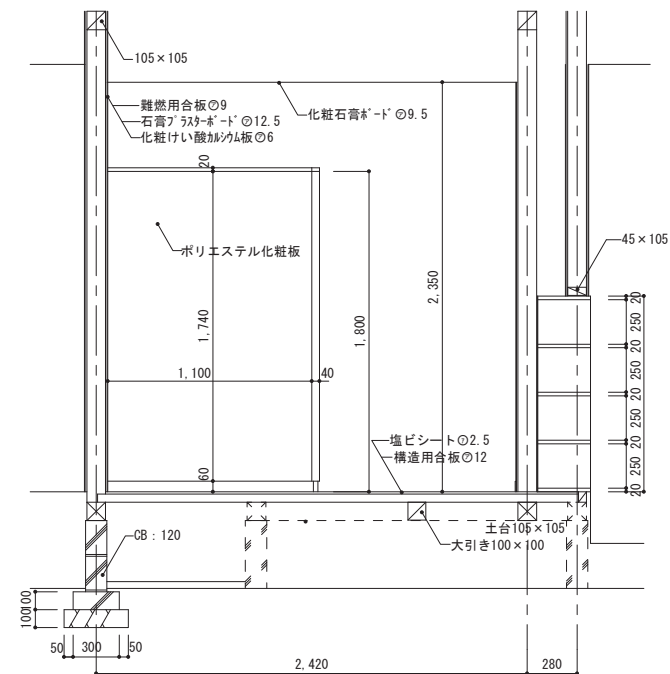
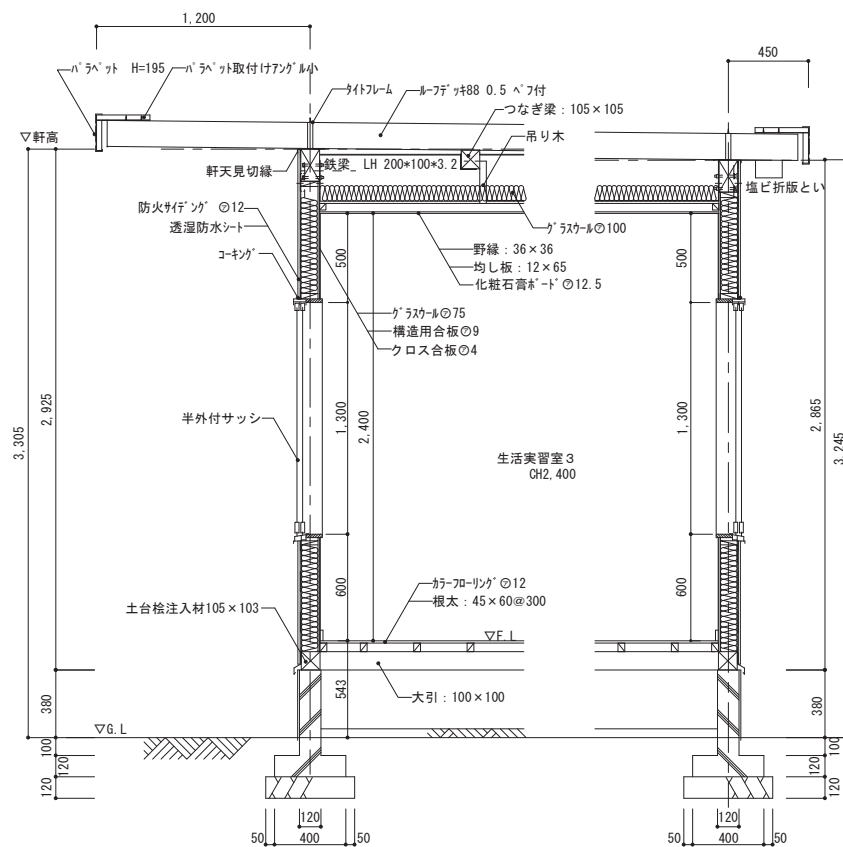
事業名：子育て支援施設整備事業

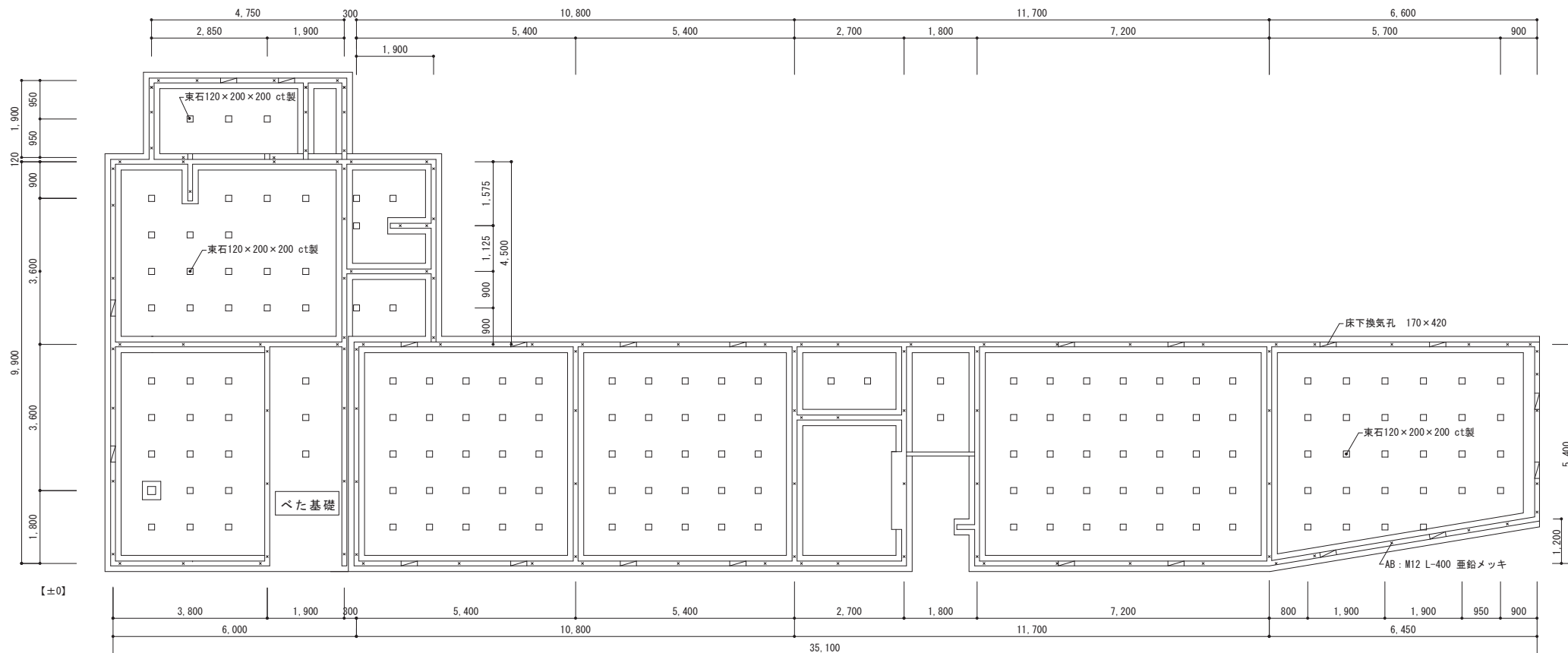
工事名：庄原小学校子育て支援施設解体撤去工事

図面名称 断 面 図

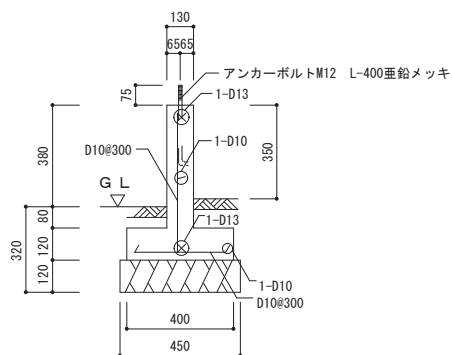
縮 尺

NO. 5





基礎伏図 S=1:100



一般部

基礎断面図 S=1:20



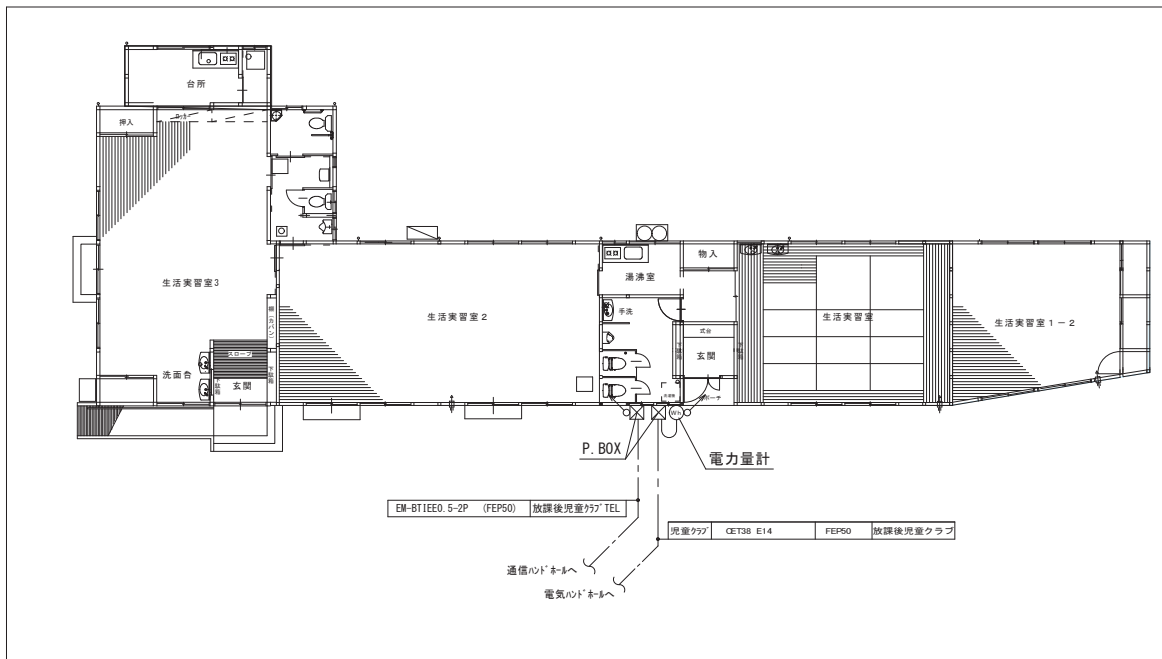
美しく輝く 里山共生都市
庄原市

令和 5
年度施行

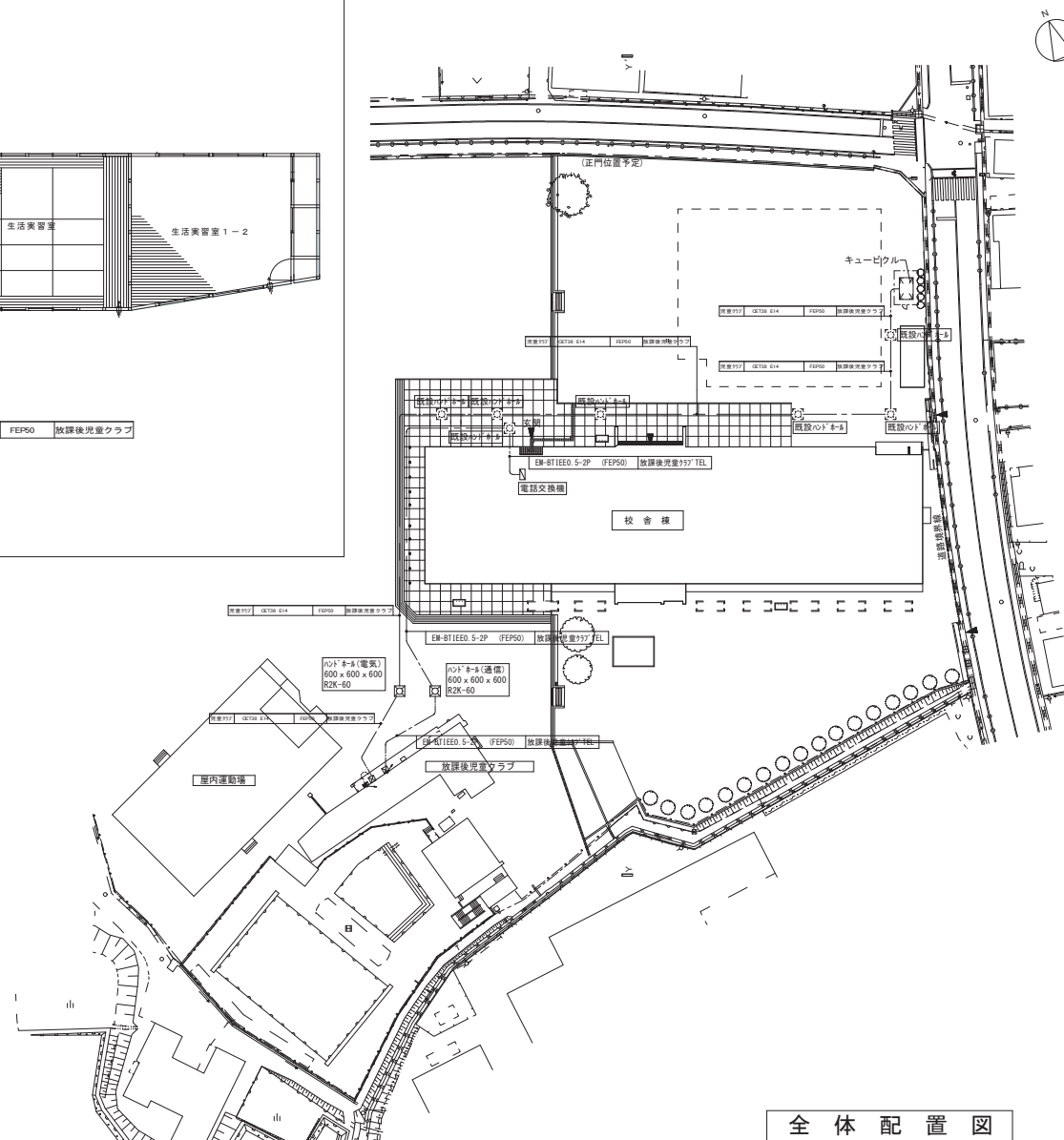
事業名：子育て支援施設整備事業
工事名：庄原小学校子育て支援施設解体撤去工事

図面名称 基礎伏図
縮尺

NO. 7



平面詳細図



全体配置図



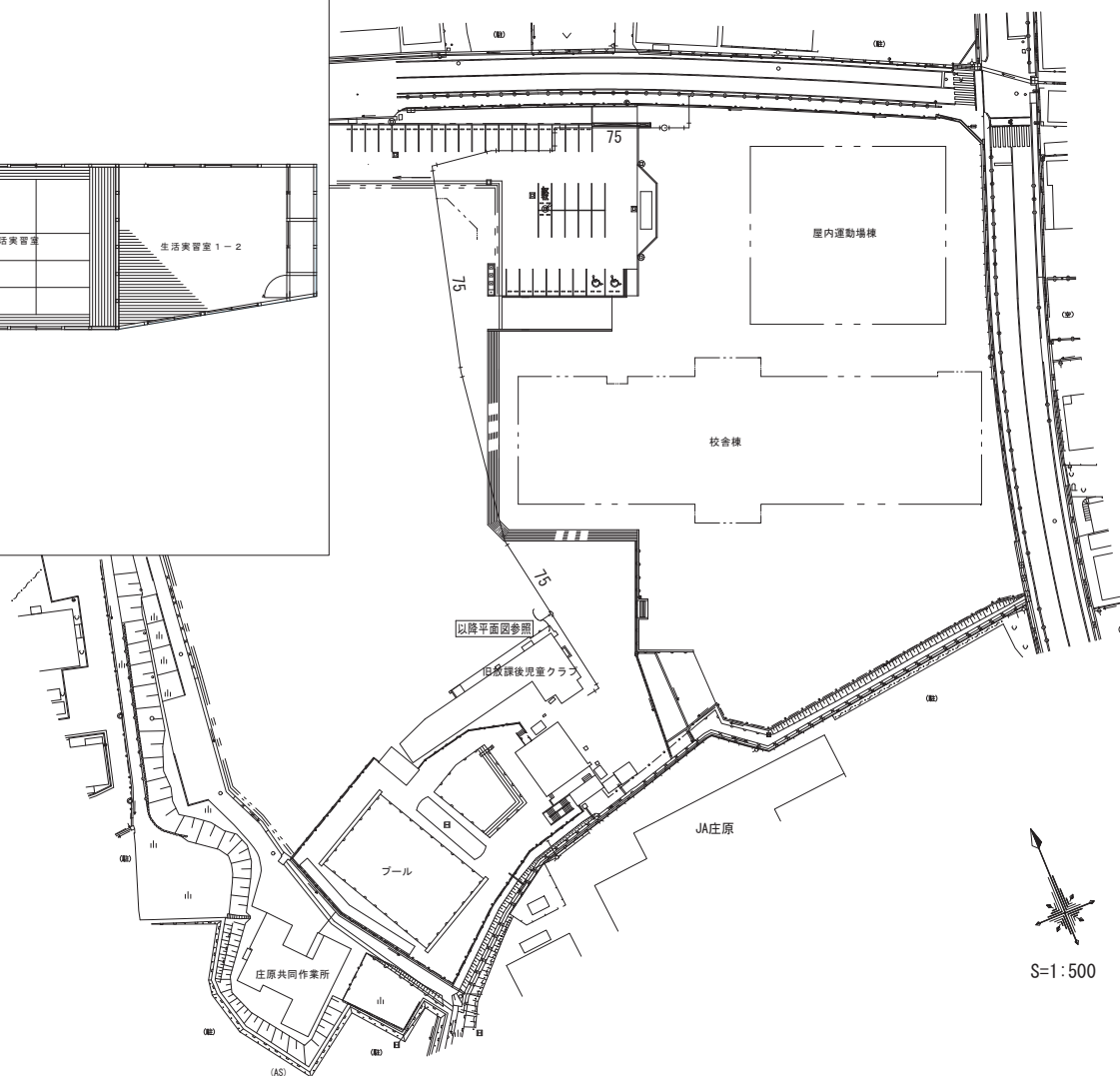
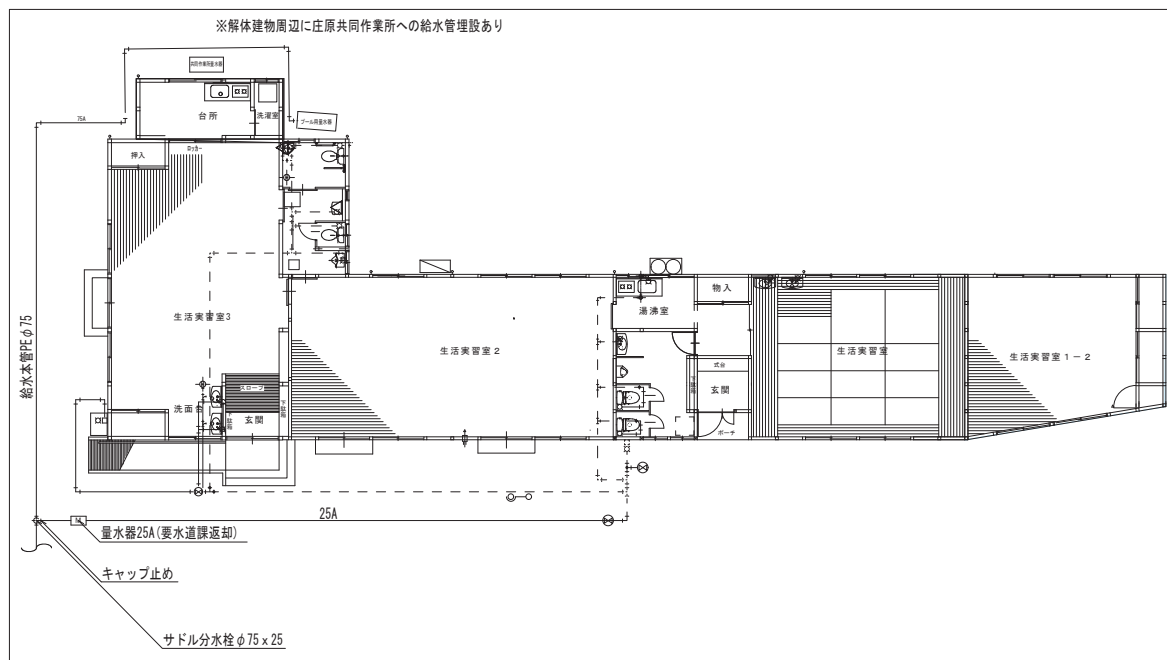
美しく輝く 里山共生都市
庄原市

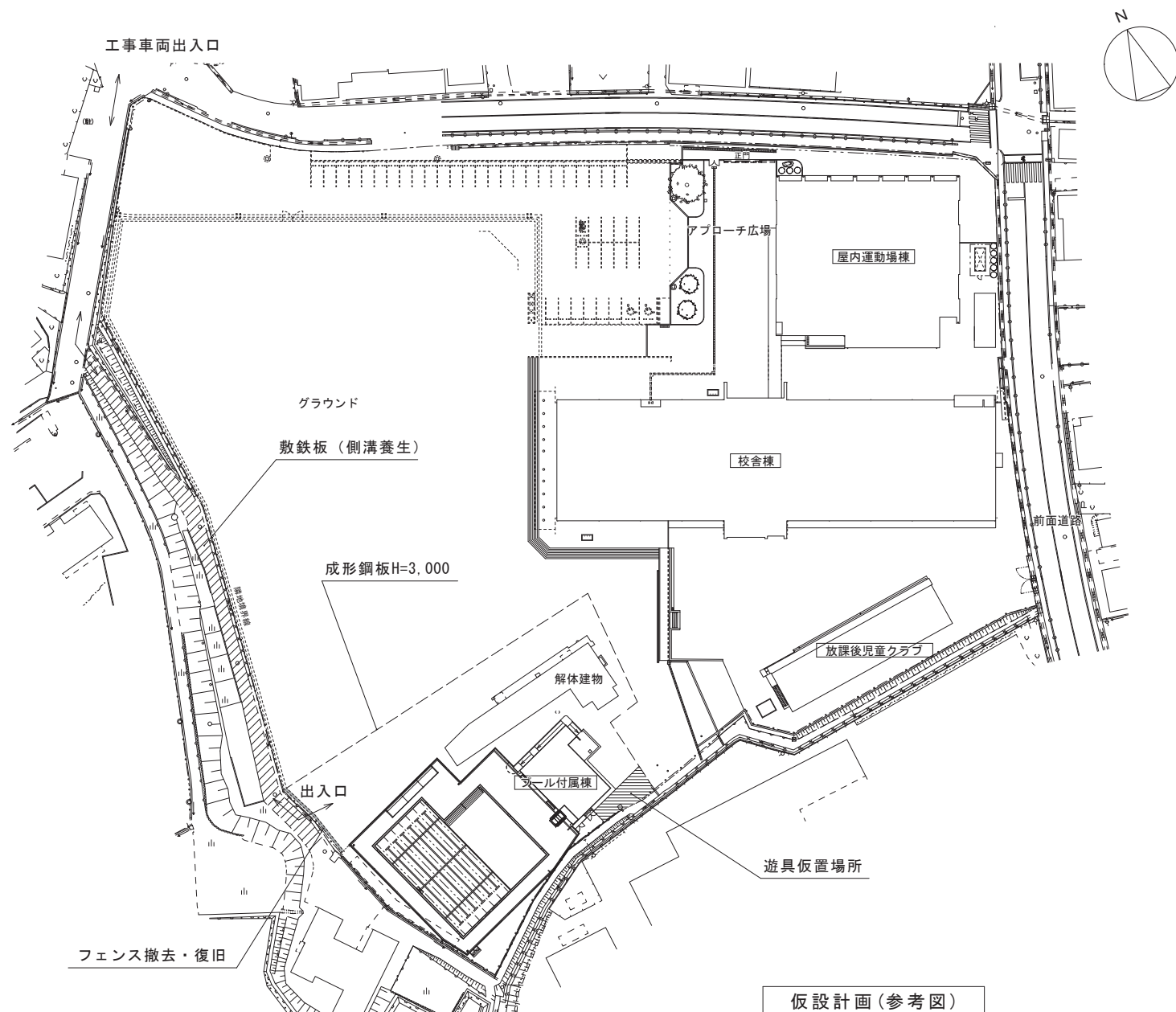
令和 5
年度施行

事業名：子育て支援施設整備事業
工事名：庄原小学校子育て支援施設解体撤去工事

図面名称 電気配管図
縮尺

NO. 8





仮設計画(参考図)



美しく輝く 里山共生都市
庄原市

令和 5
年度施行

事業名：子育て支援施設整備事業
工事名：庄原小学校子育て支援施設解体撤去工事

図面名称 仮設計画(参考図)
縮尺

NO. 10